

被災した住宅の建設、購入または補修のための

融資にかかる利子相当額を補助

します

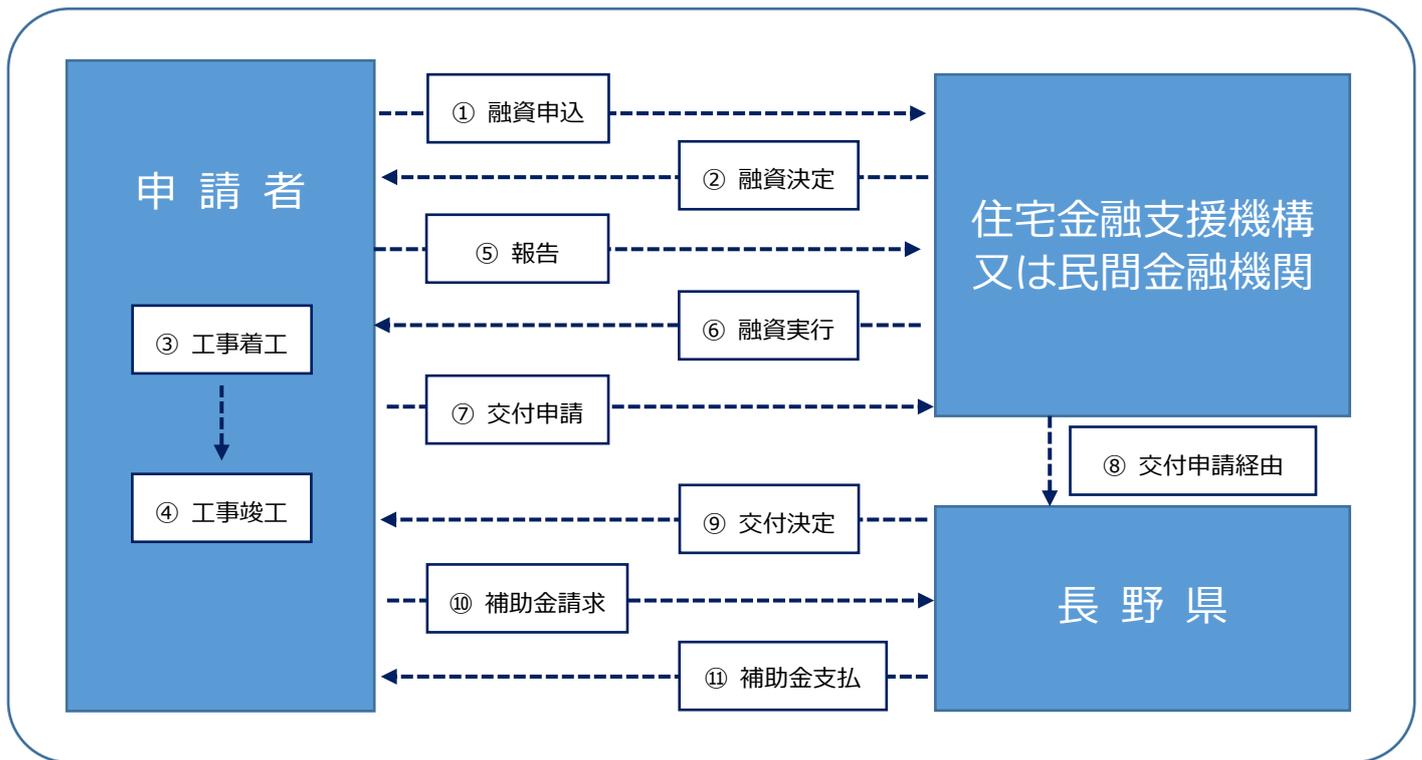
長野県では自然災害により住宅に被害を受けた方が、住宅金融支援機構または民間金融機関から融資を受けて、住宅の建設・購入・補修をする場合に、その利子相当額の一部を補助します。

区分	補助対象となる要件				補助対象となる利子			備考
	り災証明の内容				融資対象限度額 (住宅金融支援機構の借入限度額)		補助率	
	全壊	大規模 半壊	半壊	準半壊 一部損壊	建設 資金	購入 資金		
建設	○	○	○	×	建設 資金	土地取得あり 3,700万円 土地取得なし 2,700万円	貸付日の住宅 金融支援機構の 貸付利率*に準ずる 〔R3.10月時点 : 0.55%〕	既存住 宅も可
購入	○	○	○	×	購入資金	3,700万円		
補修	○	○	○	○	補修資金	1,200万円		

※利率は毎月変動、**団体信用生命保険に加入しない場合の利率**に準ずる。

対象災害	・令和元年東日本台風 ・令和3年8月13日からの大雨及び9月5日からの大雨
補助対象額	・建設、購入…20年借入をした場合の当初の10年分の利子相当額 ・補修 …10年借入をした場合の当初の5年分の利子相当額 ※補助金は資金借入時に一括補助
申請可能な方	以下のすべての要件に該当する方が申請を行うことができます ・対象災害によりり災した旨のり災証明書を受けた方 ・長野県内で自己の所有する住宅の再建（建設、購入、補修）を行う方 ・住宅を再建するため金融機関から融資を受けた方
申請期限	「金銭消費貸借契約締結日（融資実行日）の属する年度の末日」又は、 「契約を締結した日から半年を経過する日」のいずれか遅い日
補助対象融資	災害復興住宅融資の場合：次に指定する日※までに融資の申し込みを行ったもの。 民間金融機関の融資の場合：次に指定する日※までに融資を受けたもの。 ※次に指定する日について 令和元年東日本台風の場合…令和4年11月30日 令和3年8月13日からの大雨の場合…令和6年9月30日 令和3年9月5日からの大雨の場合…罹災から2年

□事業の流れ



□申請に必要な書類

1. 災害復興住宅建設事業補助金交付申請書（様式1）
2. 災害復興住宅資金貸付証明書
3. 市町村長の発行するり災証明書（写し）

※り災証明書のり災者(世帯主)と申請者が異なる場合追加で提出が必要な書類があります。

下記ホームページから確認をお願いします。

4. 再建する住宅の位置図、配置図、平面図

※申請書類の様式はホームページからダウンロードできます

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kurashi/sumai/shien/rishihokyu.html>



長野県 災害復興住宅建設事業補助金

□申請窓口

- ・災害復興住宅資金の貸付を受けた各金融機関

(金融機関を経由して各地域の建設事務所に申請されます)

■ 問合せ先 ■

長野県 建設部 建築住宅課 建築企画係
TEL : 026-235-7339 / FAX : 026-235-7479
Mail : kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp